

福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、福岡県知事（以下「知事」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第54条第1項第1号から第3号までに規定する基準をいう。
- 二 審査機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(認定申請)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号、以下「省令」という。）第41条第1項（法第55条第1項の規定による場合は省令第45条）に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

2 法第54条第2項の規定による申出（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）をしようとする者は、前項に定める申請書及び図書のほか、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通を併せて知事に提出するものとする。

(審査機関の技術的審査)

第4条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項第1号から第3号に掲げる基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。

2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、審査機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の写しを申請書に添付することができる。

3 前項に定める適合証は、次の各号に掲げる申請の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる機関が発行したものであること。

一 住宅のみの用途に供する建築物、又は複合建築物における住戸が認定対象の場合
登録住宅性能評価機関

二 前号以外の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

4 2項の規定により添付する適合証は、第1項に掲げる基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第5条 省令第41条第1項の他所管行政庁が必要と認める図書は別表「認定申請に必要な図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、認定申請取下届(様式1)の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第7条 低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式2)の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第8条 知事は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(審査の委託)

第9条 知事は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請があった場合は、第4条第1項の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、審査機関に委託することができる。

(知事以外の者の指示による申請書等の補正)

第10条 前条の規定により、知事が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(報告の徴収)

第11条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）に従い、原則として認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式4-1）に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式4-2）に建築工事の施工者による建築物の建築工事を完了した旨の報告書（様式4-3）等の必要書類を添えて、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告しなければならない。

2 法第56条により知事から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（様式5）を提出しなければならない。

(改善命令)

第12条 法第57条の改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善に関する命令書（様式6）により行うこととする。

(認定の取消し)

第13条 法第58条の規定による認定の取消しは、知事が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式7）により行うこととする。

(集約都市開発事業計画に関する事務等)

第14条 法第10条第2項の協議をしようとする市町村長が知事に提出する図書については、第3条第1項を準用するほか、第4条第2項の適合証を添付するものとする。

2 法第10条第4項の通知（法第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）をしようとする市町村長が建築主事に提出する図書については、第3条第2項の規定を準用する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第15条 法第10条第9項又は法第54条第8項の規定により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合の手続きについては、別途知事が定めるものとする。

(手数料における面積算定)

第16条 福岡県建築都市関係手数料条例(平成12年福岡県条例第39号)第2条別表79の項、80の項又は80の2の項の金額欄における面積の算定について、次の各号に該当する部分は除外する。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第2の工場等の倉庫並びに屋外駐車場又は駐輪場の室用途として計算を行った非住宅部分
- 二 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第2の室用途の区分に類似の室用途が存在しない室の非住宅部分

(国土交通大臣が定める簡易な計算法)

第17条 福岡県建築都市関係手数料条例第2条別表79の項における「国土交通大臣が定める簡易な計算法」とは、計算過程において、次の各号の計算法のみを使用した場合とする。ただし、同項における「仕様・計算併用法」とは、住宅部分の計算過程において、二号イまたはロのいずれかの計算法を使用した場合とする。

- 一 非住宅部分の評価において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に基づく計算法を使用したとき
- 二 住宅部分の評価において、次のイ及びロに規定する計算法を使用したとき
 - イ 基準省令第10条第1項第2号イ(2)に基づく計算法
 - ロ 基準省令第10条第1項第2号ロ(2)に基づく計算法

(名義変更届)

第18条 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を低炭素建築物の名義変更届出書(様式8)により報告することとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第19条 第3条第1項又は第2項の規定に基づく提出は、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年3月29日福岡県条例第12号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 次の各号に規定する手続については、様式によらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
 - 一 第4条第2項の規定に基づく添付
 - 二 第6条第1項の規定に基づく取下げ

三 第7条の規定に基づく申出

四 第11条第1項の規定に基づく報告又は同条第2項の規定に基づく提出

五 第14条第1項の規定に基づく添付又は同条第2項の規定に基づく提出

六 第18条の規定に基づく報告

3 次の各号に規定する手続は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

一 第8条の規定に基づく通知

二 第12条の規定に基づく命令

三 第13条の規定に基づく通知

4 第2項第一号から第三号まで若しくは第六号又は前項第一号の電子情報処理組織を使用する方法により行われた手続については、当該手続に関する規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該手続に関する規定を適用する。

(その他)

第20条 前条までの規定により難しい場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（認定申請に必要な図書：第5条第1項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	第4条第1項の規定により審査機関の審査を受けた場合	第4条第2項に定める適合証の写し等 (注1)
(2)	法第54条第3項の通知（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は法第10条第4項の通知（法第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）があった場合において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合	・ 指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し ・ 建築基準法施行規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類 (注2)
(3)	その他	認定の審査において必要と認める書類

(注1) 以下のいずれかの書類とする。

- ・ 審査機関が発行する認定基準に適合していることを証する技術的審査適合証の写し
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること）の写し

(注2) 知事が法第9条（法第11条第2項により準用する場合を含む。）又は法第53条

（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定をするまでの間に提出。